

店舗の開設及び申請のための手続き

営業許可取得までのながれ

Step1	まずは 事前相談 を！！ →ご相談のときには、 <u>図面</u> 等をご持参ください。 (製造業の場合、 <u>製造工程</u> 、 <u>食品表示</u> についても確認します)
Step2	申請(※)の手続き (営業開始の10日程度前までに) →「実際に営業を行う目途がたった」「営業をいつでも開始できます！」 という段階になったら申請の手続きを行います。 →申請受理時、施設調査の日程を調整します。 申請手数料について・・・ <ul style="list-style-type: none">・申請に必要な金額を事前によくご確認ください。・オンライン申請の場合、窓口または郵送にて北海道収入証紙を提出してください。 手数料の納付を確認後、申請を受理します。
Step3	保健所による施設調査 →実際に許可を取得する施設の調査を行います。
Step4	営業許可証の交付・営業開始 →営業許可証交付後、営業開始となります。

※食品衛生等申請システム(厚生労働省)にてオンライン上でも申請可能です。
(<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>)

営業許可申請に必要な書類等

1	申請書 <ul style="list-style-type: none">・オンラインで申請する場合・・・画面にしたがって、必要事項を入力・窓口で申請する場合・・・太枠のなかを記載 ※申請書は稚内保健所のホームページからもダウンロード可能です
2	営業施設の平面図 <ul style="list-style-type: none">・建築図面または手書き図面(縮尺を合わせ、寸法を記入したもの)・平面図には施設内の設備(冷蔵庫、手洗い等)のサイズ(幅×奥行き×高さ)を記載してください(トイレ用手洗いのサイズも忘れずに) ※平面図内にサイズ等の記載ができない場合、別途、設備・器具の仕様書を添付してもかまいません
3	水質検査成績書 ※井戸水など水道水以外を使用する場合 <ul style="list-style-type: none">・1年以内に検査したもの

～申請時、お手元に準備すると良いもの～

○食品衛生責任者資格が「食品衛生責任者養成講習会の受講」の場合・・・その修了証(認定講習会を含む)

※申請書に講習会名称、受講年月日を記入する必要があります。

食品衛生責任者の資格がない場合、誓約書の添付が必要となります。

○法人の場合・・・登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

※申請書に法人番号(13桁)を記入する必要があります。

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理について

- 原則として、すべての食品等事業者は、一般的衛生管理に加え、「衛生管理計画書」及び「記録」の作成が義務となります。
- 事業者の規模・業種等を考慮した取組になります。
- 業界団体が作成している手引書、厚生労働書で作成している手引書を参考に、「衛生管理計画書」を作成し、営業開始とともに運用していきましょう。

営業施設の基準例～食品衛生法施行規則(別表第十九)から抜粋～

【施設に関すること】

- 1 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的にするために必要な設備等及び食品等を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。
- 2 作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされていること。
- 3 床面、内壁及び天井は清掃等を容易にすることができる材料、構造であること。

【設備に関すること】

- 4 食品を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるカビの発生、水滴により、食品等を汚染しないよう換気が十分にできる設備等を設けること。
- 5 従事者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。〔作業場手洗器〕
- 6 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的(食器用、器具用等)に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。
- 7 更衣場所は従業員の数に応じた十分な広さがあり、及び作業場への出入りが容易な位置に有すること。
- 8 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造で、専用の流水式手洗い設備を有する便所を従業員の数に応じて有すること。〔トイレ手洗器〕

◎施設基準等の詳細については北海道の食品衛生法施行条例をご確認ください。

(北海道 HP/北海道例規類集：<https://en5-jg.d1-law.com/cgi-bin/hokkaido/>)

【注意事項等】

- ・業種によっては個別の基準が設けられているものもあります。
- ・相談時には、取扱品目、取扱方法等を確認のうえ、ご案内します。
- ・お困りの際はお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

●稚内保健所 生活衛生課食品保健係

〒097-8525 稚内市末広4丁目2番27号

TEL:0162-33-2545(直通) FAX:0162-32-2253

●稚内保健所 浜頓別支所

〒098-5704 枝幸郡浜頓別町中央北3番地

TEL:01634-2-0190 FAX:01634-2-0191

